

(平成26年度支援)

原状回復事業事例：岩手県花巻市廃油事案

事案の類型	廃油の不適正処理（放置）
事案の場所	岩手県花巻市
行為者	青森県十和田市 A社 代表取締役 B
規模及び種類	投棄面積：3,450m ² 投棄量：66m ³ （廃油60m ³ 汚泥6m ³ ） ※ いずれも推計、有害物質の含有なし
支障のおそれ	・ 廃油の事業場外周辺地域及び農業用水路への流出。 ・ 悪臭の発生。
対策工の概要	廃油（容器混み）及び廃油混じりの汚泥の全量を搬出し、焼却処分を行った。
除去した廃棄物の種類及び量	廃油 68.14トン 汚泥 3.09トン 金属くず 1.03トン
代執行費用	8,615,914円
支援した資金額	6,031,000円

代執行前



【事案概要】

A社は平成17年から18年にかけて、廃食用油を原料とするたい肥製造及び廃油精製事業を行っていたが、事業場の賃料不払いを理由に土地建物所有者から明け渡しの請求を受け、廃食用油の入ったドラム缶を平成18年12月に当該土地に移動した。

A社は当該土地に1ヶ月の間、廃油入りのドラム缶を保管する契約を土地所有者と結んでいたが、期限後もドラム缶は放置したままとなった。このため土地所有者がA社に対してドラム缶の撤去を求めたが撤去されなかったため、県に通報し当該事案が発覚した。

県ではドラム缶保管の状況確認を行うも、A社およびB氏と連絡がとれないまま、平成19年8月には油の流出事故が発生し、行政機関が土嚢等を設置する対策を行った。

平成21年3月にB氏の所在が判明し、引き続き油の流出等生活環境の保全に支障が生じるおそれがあることから、報告徴収により事実確認の上、同年8月にA社及びB氏に対し措置命令を発出した。

当初、B氏は履行の意思を示していたが、本人が示した履行期限を過ぎてもドラム缶の撤去を行わないことから、履行の意思なしと判断し、平成26年9月に行政代執行により支障の除去を行った。

代執行後

